

## 令和7年度 食とのつながり・つながるプロジェクト

物価高を乗り切るため、支える人を応援！

紫波町社会福祉協議会 助成応募要項

### 1 趣 旨

物価高の影響により、様々な生活課題が顕在化してきています。地域で生活課題を解決するための活動の必要性は高まっており、本会では、相談支援、食支援、学習支援、居場所支援など、地域に密着して行われる多様な生活課題支援活動を実践する団体への助成を実施します。

### 2 実施主体

社会福祉法人紫波町社会福祉協議会

### 3 助成対象団体

地域において生活課題等を解決するための支援活動をしている団体又は民間非営利団体であることを要件とします。(法人格の有無は問いません)

### 4 助成対象事業

民間の相談支援、食支援、学習支援、居場所支援など、地域に密着して行われる多様な生活支援活動

- (1) 物価高の影響を受け、子どもや家族、高齢者等を緊急的に支援する活動や社会的に孤立することが懸念される方々の相談支援活動等
- (2) 支援活動の効果や緊急性が高く、活動に伴う経費の必要性が認められる事業
- (3) 営利を目的としない事業
- (4) 令和7年6月1日から令和8年2月末日までに実施する事業
- (5) 同じ事業内容での助成は、**3回（年度）**までとする

＜助成対象外となるもの＞

1回だけの活動、実費以上の利用料を得ているもの、連携団体が全くないもの、ボランティアの参加が全くないもの、活動の実態が確認できなかったもの

**※同じ事業内容で社協会費を財源とした補助金助成を受けている事業**

### 5 助成対象経費

助成決定した活動を実施するため使用した次の①から⑨までの費用

- ①食材や消耗品の購入費    ②食品や弁当の配送費    ③備品等資機材費（緊急支援活動のもの）
- ④ボランティア行事保険料    ⑤会場賃借料（被助成団体及び関係者が所有する会場は対象外）
- ⑥ボランティア交通費（公共交通機関運賃又は車両1台1km当たり25円を上限とする）
- ⑦人件費〔謝金〕（当該団体の役職員を除く。なお、人件費は助成総額の50%以内とする）
- ⑧広報費（チラシ）    ⑨郵券代

### 6 助成対象外経費

緊急支援後、被助成団体の備品として活用できる物品購入費、単発のイベント、公的費用や他の助成金が充てられる費用

7 助成団体及び助成額上限

5 団体（1 団体当たり 10 万円を上限）

8 応募方法及び助成決定等

- （1）別紙応募書に必要事項を記入し、持参又は郵送してください。
- （2）助成決定等は、応募団体に通知します。
- （3）助成金は、原則として精算払となります。
- （4）被助成団体は、活動終了後 1 か月以内に助成事業精算報告書、領収書[又は振込受付書]（写）を提出し、  
本会が確認後、助成金を送金します。  
また、活動実態が確認できなかった場合は、助成を取り消す場合があります。
- （5）助成財源がなくなり次第、応募受付を終了します。

9 問合せ先

担当：須藤

社会福祉法人紫波町社会福祉協議会

電話：019-672-3258／FAX：019-672-5039

e-mail：s-shakyo10@ce.wakwak.com